

2016年6月14日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 早瀬 隆司

ベトナム国 ホーチミン市都市鉄道建設事業(3A号線)  
(協力準備調査(有償))  
スコーピング案に対する助言

#### **助言案検討の経緯**

##### ワーキンググループ会合

- ・日時：2016年5月20日(金)13:58~16:37
- ・場所：JICA本部(111会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、清水谷委員、二宮委員、早瀬委員、松本委員
- ・議題：ベトナム国 ホーチミン市都市鉄道建設事業(3A号線)(協力準備調査(有償))  
に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：ベトナム国 ホーチミン市都市鉄道建設事業(3A号線)(協力準備調査(有償))  
スコーピング案 事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

##### 全体会合(第60回委員会)

- ・日時：2016年6月6日(月)14:30~15:37
- ・場所：JICA本部(1階111・112連結会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 施工段階にある 1 号線の環境社会配慮の教訓を十分踏まえて、協力準備調査を行うこと。
2. 既存の交通手段からの乗り換え需要について出来るだけ詳細に DFR に記載すること。
3. 土地利用計画について既存の都市計画及び交通計画の内容との整合性に留意した記載とすること。

### **代替案の検討**

4. ベトナム国側でこれまで行われてきた調査結果を参照の上、ベントイン コンホア間の代替案検討の詳細、並びにコンホア ミエンタイ間の路線決定の詳細な理由を可能な範囲で DFR に記載すること。
5. 代替案としての意味を持たせるため、ゼロオプションの内容をバスなどの現行輸送手段のソフト的対応を可能な限り行ったものとするとし、そのうえで評価をすること。

### **スコーピングマトリクス**

6. 雨季の洪水が事業に与える影響、事業の実施が洪水に与える影響について DFR に記載すること。
7. 既存の交通手段（民間バス、バイクなど）に与える影響を評価し、スコーピングマトリクスに記載すること。
8. 調査手法の基本方針に記載の大気汚染の項目で「工事の影響」とされているものについては、より詳細に記載すること。また工事の実施に伴う渋滞の発生について調査予測評価を行うこと。

### **環境配慮**

9. 供用時の地盤沈下の可能性を工事期間中のモニタリング結果に基づき評価することとし、その旨 DFR に記載すること。
10. 事業対象地周辺で実際に井戸が生活用水として使われているか否かを確認し、この結果を踏まえて水質汚濁等、水利用に関する緩和策を DFR に記載すること。
11. 大気汚染（粉塵等）および騒音・振動に関して、住宅地のほか、保育園、学校、病院、公園等の大気汚染や騒音・振動などに敏感に影響を受ける施設を把握し、工事の時間制限などのソフト対策を含む緩和策を DFR に記載すること。
12. 地表水及び地下水のサンプリングに関して、可能な限り路線全体を網羅するようにデザインすること。
13. ベースライン調査実施に際しての基本的な方針を分かりやすく記載し、その方針に基づいた調査方法についても、より具体的に記載すること。

### **社会配慮**

14. 影響を受ける建物については、正規の居住者だけでなく、店子、通い労働者、住み込み労働者、非正規居住者、場合によってはその家族など、被影響者の全体像及び生計状況を把握した上で本事業の社会影響評価を DFR に記載すること。
15. 路上での物売りの実態とその人々への影響を評価し DFR に記述すること。その際、可能な範囲で季節的な販売者についても考慮すること。
16. 事業対象地域内での露天商の活動状況を把握し、特に事業対象地域に根付いた恒常的

な活動が確認される場合には、事業実施以降の生計回復策等の具体的に取りうる対策を検討し、RAP 案や DFR 等の関連文書における記述等を通じた事業実施者への提言を行うこと。

### **ステークホルダー協議・情報公開**

17. ベトナムの法制度上、事業主は代表者以外の住民と協議をする必要は定められていないが、住民がステークホルダー協議に参加し率直な意見を述べられるようベトナム政府に働きかけること。
18. ステークホルダー協議での質疑に関しては、可及的速やかに回答を行って参加者の理解を得ると共に、事業主体による対応を DFR に記載すること。
19. 継続的な合意形成の機会を確保するため、必要に応じて利害関係者との継続的な協議の実施を実施機関に働きかけること。
20. 対象となるコミュニティ外に暮らしていながら影響を受ける人（例：労働者）の存在を把握した上で、そうした人たちもステークホルダー協議に参加できるようにベトナム政府に働きかけること。

以 上